

【3・25緊急声明】

1971年3月、東京電力は、首都圏へ送る電気を作るため、福島で、原子力発電を開始しました。以来40年間、私たちは、巨大な事故発生リスク、放出され続ける放射能が環境と生物に与える影響、そして残される核のゴミなどについて、不安を抱えながら暮らしてきました。

これまでたくさんの福島県民・国民が、原発の危険性について警鐘を鳴らし、事故へのより根本的な対策と、情報の公開、県民への説明会の開催などを求め、プルサーマルをはじめ、設計寿命を超えた老朽原発の酷使など、危険を増大することに対して反対してきました。

3月11日、危惧されていた原発の重大事故が、現実のものとなってしまいました。

原発震災発生から2週間、私たちは混乱と恐怖、故郷と生活を失いつつあることへの悲しみと憤りの中で、生き延びる道を探しています。この危機的状況において、以下のことを緊急に実現することを、国、自治体、および東京電力に対し要望し、皆様のご協力を呼びかけます。

1、子どもと妊婦の一刻も早い避難を実現してください。

放射能の影響を最も深刻に受けるのは、胎児と成長期子どもたちです。未来を担う世代の健康と生命を守るため、政府は、被曝の危険の高い地域から、一刻も早く遠方へ安全に避難できるようにしてください。屋内退避を余儀なくされている30キロ圏内および、すでに高い空間線量が計測されている地域、風下になりうる地域などを優先して、避難を実施してください。

2、一層の被曝を避けるため、避難区域を拡大してください。

現在、避難区域は20キロ圏内に限定されていますが、すでに50キロ離れた福島市内でも通常の400倍の線量が確認されるなど、放射能汚染は大きく広がっています。しかし、政府からの避難指示がないため、多くの県民は学校や職場から離れることができず、被曝の危険にさらされています。

政府および自治体は、実際の放射能汚染の状況、気象条件、今後のより深刻な放射能汚染のリスクなどを十分考慮し、抜本的に避難区域を拡大するよう求めます。

3、安全圏への移動ができない住民の生活を支え、放射能の危険から身を守るための正しい情報と物資の提供を早急 to 実施してください。

避難するかとどまるかを選択するために必要な情報が十分でない、高齢や健康上の理由で移動できない、移動できない家族を置いていけない、避難区域ではないため職場を離れられない、そして愛する故郷とこれまで築き上げた生活のすべてを置いていけない、等々の理由で、今も福島県内には、たくさんの県民が不安を抱えながら暮らしています。

今、私たちが必要としているのは、パニックを起こさないための不正確な情報に基づいた「偽の安心」ではありません。正確かつ詳細な情報が必要です。まず、外部被曝と内部被曝を明確に区別し、内部被曝の危険性についての正確な情報を提供してください。水・大気・食物の放射能汚染に関して現在流されている情報は、急性障害と晩発性障害、内部被曝と外部被曝を混同していることが多く、これでは、私たちが自分の状況を適切に判断し行動選択することができません。また福島原発の状況のリアルタイムの情報、特にドライイベントなど大規模な放射性物質の拡散がある場合の予告、爆発のリスクに関する現実的な予測、そして詳細な気象情報とそれに基づく放射性物質の拡散のシミュレーションなどを、県民および国民に伝えてください。

また、遠方への避難ができない住民は今、正しい情報と生活に必要な物資が届かず、孤立しています。こうした人々の安全が守られるよう、生活に必要な物資と放射能被曝から最大限身を守るための正確な情報と防護用品を政府、県、東京電力の責任において、確実に届けてください。

4、福島原発10基は廃炉にしてください。

国と東京電力には、未来の世代も含めた県民と国民の健康と安全、そして国土の保全を最優先に、この原発事故終息へ向けての全力の対応をお願いします。

私たちは、このような悲劇を生み出す原子力発電所と共存することはできません。国と東京電力は、福島原発10基全てを、これ以上放射能汚染を拡散させない方法で廃炉にし、永年にわたり責任をもって安全に管理することをお願いします。

5、全国の原子力発電所および核関連施設の停止、国の原子力政策の抜本的見直しをしてください。

次の巨大地震がいつどこにくるのかわかりません。しかし、その日は確実にやってきます。3月11日、私たちが経験した恐怖と「間に合わなかった」という無念の想いを、他の地域の人々が再び経験することがあってはなりません。国と電力会社、各自治体は、最新の知見と予防原則に基づき、一刻も早く今稼働中の原子力発電所を停止し、最大限の原発震災防災対策を講じてください。

国策として原子力発電、核燃サイクル政策を推進してきた国と東京電力ほか関連事業者は、このような過酷事故を引き起こしたことに對し深く反省し、国民に謝罪し、原子力政

策の脱原子力への転換をもってその巨大な責任を少しでも果たすことを望みます。

今回の震災・津波・原発事故において、全国と世界の皆様からの温かいご支援に心から感謝いたします。また現在も続く福島原発事故の鎮静化のために、生命の危険を冒しながら必死の活動をされている方々へ最大の感謝を申し上げます。

この原発震災によって払わされる多大な犠牲を無にしないために、全ての人々がさらに何らかの行動を起こしてくださることをお願いします。

全国のみなさん、私たちの故郷福島に起きている現実を、どうぞ注視し続けてください。放射能に県境も国境もありません。私たちと未来の世代の健康と生命を第一に考えた選択をするために、正しい情報の公開と、必要な国・自治体の対策を求める声をあげてください。

核が引き起こす現実、この悲劇を引き起こした私たち社会の現実、全ての人々が直面することからしか、未来への希望は生まれません。

震災・津波の被害を受けた東北各地の人々、そして放射能被爆の危険を共有する全国民、全世界の人々とともに、この厳しい現実から逃げることなく、被害を最小限にとどめ、今後同様の過ちを犯すことのないよう、人類の勇気と叡智を結集することを呼びかけます。

2011年3月25日 ハイロアクション福島原発40年実行委員会

<http://hairoaction.com>
info@hairoaction.com
事務局 080-1807-6999

ハイロアクション福島原発40年オープニングイベント

ふくしま原発40年と わたしたちの未来

2011年3月26日(土) 27日(日)



26日(土)@いわき市健康福祉プラザゆったり館

第1部 全国市民交流会「ふくしま原発の40年～原子力の夢と核廃棄物」参加費500円

27日(日)@いわき市文化センター

第2部 チャリティバザール&ミニライブ 入場無料

第3部 シンポジウム「ふくしま原発とわたしたちの未来」資料代700円

講演：飯田哲也「日本のエネルギー政策をどう変えるか

～原子力に見る病根と自然エネルギーの可能性」

パネルディスカッション：佐藤 栄佐久、飯田 哲也、澤井 正子

主催：ハイロアクション福島原発40年実行委員会

●ふくしま原発40年とわたしたちの未来



2011年3月、福島に初めて作られた原発が運転40年を迎えます。40年——これは、当初の設計寿命です。これから私たちは、老朽化・核のゴミ・新たな増設など、様々な問題を抱える「廃炉の時代」を生きることになります。この時代を、私たちの生命をつなぐ希望の未来にしていくために、原発に依存しない地域社会、エネルギーと私たちの暮らし……これらの問題に深い洞察と新しい提案を持つ方々と一緒に、考えてみませんか！

◆3月26日(土) いわき市健康福祉プラザゆったり館

第1部：全国市民交流会

「ふくしま原発の40年～原子力の夢と核廃棄物」

15:00～18:00 参加費 500円

1. 特別講演「原発と地方自治」佐藤栄佐久
2. 現地報告「福島原発の40年、現状と課題」石丸小四郎
3. 全国からの報告(六ヶ所村、東海村、浜岡、高浜、柏崎、玄海など)
4. 意見交換

会場産品もちより全国交流パーティー

18:30～20:30 参加費 2,500円 * 宿泊の場合は宿泊料金に含まれます

☪ 宿泊できます

湯本温泉いわき市健康福祉プラザゆったり館に宿泊可能です。

1泊2食付き(交流パーティー込み) 8,000円

ご予約は090-2024-7012(古川)まで。

☪ 託児あります

26日と27日の両日、託児を受け付けます(有料)。

事前にお申し込みください。ご予約お問合わせは事務局まで。

◆3月27日(日) いわき市文化センター

第2部：チャリティーバザール&ミニライブ

「私たちの未来とエネルギー」

10:00～13:00/1F 大講義室 入場無料

展示 / 廃炉とは、再生可能エネルギーのこれから、など
 体験 / 非電化製品、ソーラー製品、アフリカドラム入門など
 販売 / 農産物、手作り品、お弁当、関連書籍など
 ミニライブ、カフェコーナー、しゃべり場もあります♪
 * 収益の一部を「チェルノブイリ子ども基金」に寄付いたします。

第3部：シンポジウム「ふくしま原発とわたしたちの未来」

13:30～17:00/1F 大ホール 資料代 700円

1. 講演「日本のエネルギー政策をどう変えるか～原子力に見る
病根と自然エネルギーの可能性」飯田哲也
2. パネルディスカッション
佐藤栄佐久、飯田哲也、澤井正子
3. 「ふくしま原発40年とわたしたちの未来」アピール

〈講師・パネリスト プロフィール〉

●佐藤 栄佐久

(さとう えいさく)

1939年生まれ。東京大学法学部卒業。日本青年会議所副会頭などを経て、1983年参議院議員初当選。1988年福島県知事に就任、5期18年間に全国知事会副会長、全国過疎地域自立促進連盟会長などを歴任。東京一極集中に異議を唱え、原発、道州制などで政府と対決した「闘う知事」。2006年辞職。

●石丸 小四郎

(いしまる こしろう)

福島県双葉郡富岡町在住。1970年代から双葉地方原発反対同盟の中心的存在として活動。特に、福島原発での被曝労働の実態を調査し、被曝労働者の労災認定に力を発揮。すべての原発被曝労働者に「健康管理手帳」の交付を要求している。

●飯田 哲也

(いいたてつなり)

1959年生まれ。京都大学工学部卒業(原子核工学)。自然エネルギー分野で先駆的な活動を続け、市民風車やグリーン電力などを創出したソーシャルイノベーター。中央環境審議会、東京都環境審議会、行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分け人などを歴任。日本総合研究所主任研究員、環境エネルギー政策研究所所長。

●澤井 正子

(さわい まさこ)

1992年から原子力資料情報室スタッフ。原子力資料情報室の核燃料サイクル問題担当として、長年、六ヶ所再処理工場問題などに取り組む。原子力や再処理、プルサーマルなど講演会での市民に分かりやすい話に定評がある。

『ハイロアクション福島原発40年』のご案内

私たちは、2011年3月26日～2012年3月26日までの1年間を「ハイロアクション年」にしようと、有志により結成した実行委員会です。

皆さんも各地でイベントを企画してみませんか。核廃棄物・新しいエネルギー・私たちの暮らし・労働者被曝・プルサーマルなどに関わる、独創的で希望のある企画を募集しています。

「ハイロ」という言葉と、核を越えた新しい未来へのビジョンを、福島県内そして全国に広めていきたいと考えます。ご賛同いただけますなら、事務局までご連絡ください。

■いわき市文化センター TEL 0246-22-5431



○いわき駅から徒歩10分。
○常磐道いわき中央1Cから車で15分。

○平十五町駐車場・新川駐車場は、文化センター事務室で3時間分の無料券を発行してもらえます。

ハイロアクション福島原発40年実行委員会

実行委員を随時募集しています。

また、協賛(一口1000円～)・カンパ(1円～)もどうぞよろしくお願ひします。

ゆうちょ銀行(店番828) 記号18220 番号32050281

事務局 979-1307 福島県双葉郡大熊町野上諏訪 730
 電話 080-1807-6999
 メール info@hairoaction.com
 サイト http://hairoaction.com

ハイロアクション福島原発40年オープニングイベント
シンポジウム～原発震災の渦中から～開催のご挨拶

ハイロアクション福島原発40年実行委員会委員長 宇野 朗子(うのさえこ)

本日は、ハイロアクションオープニングイベント「ふくしま原発40年とわたしたちの未来～原発震災の渦中から～」にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

3月11日、これまでたくさんの市民や専門家が警告を発していた原発の過酷事故が、現実になってしまいました。

ハイロアクションのメンバーの多くも各地に避難、オープニングイベントを延期し、県民の避難、放射線防護のための緊急アクションを展開してきました。

福島原発事故は未だ収束のめどはたたず、大量に被ばくしながらの作業が続けられ、放射性物質が大量に環境中に放出され続けている中で、避難区域にならなかった地域の住民・避難民が被ばくしながらの生活を強いられており、特に妊婦や子ども達が多大な被ばくのリスクから守られていない現実があります。

福島の未来を担う子ども達を守り、いのちのリレーを守るため、私たちは、全く新しい想像力をもって、福島の今と未来を立ち上げていかなければなりません。

福島原発の40年がもたらした現実に向き合い、福島が原発・核の一切の幻想から訣別し、真に持続可能な社会をつくる「決意の地」として、福島は生まれかわらねばなりません。

その困難な取り組みの第一歩として、本日、ハイロアクション福島シンポジウム「ふくしま原発40年とわたしたちの未来～原発震災の渦中から～」を開催いたします。

2011年7月18日

いのちのリレーを守るため、「決意の地」として生まれかわる福島

調査報告



問う、はじまる。

100th
岩波書店

〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
http://www.iwanami.co.jp/

チェルノブイリ 被害の全貌

アレクセイ・V・ヤブロコフ
ヴァシリー・B・ネステレンコ
アレクセイ・V・ネステレンコ
ナタリヤ・E・ブレオブラジェンスカヤ
星川 淳 監訳
チェルノブイリ被害実態レポート翻訳チーム 訳

978-4-00-023878-6 B5判 定価5250円(税込)

Chernobyl
Consequences of the Catastrophe
for People and the Environment

1986年4月、
たった1つの原子炉が爆発し、
今日、汚染地域の健康なこどもは
20%に満たない。

膨大な記録を総覧し、ロシア・ウクライナ・ベラルーシ現地の
死者数98万5000人という
衝撃的な数字を報告した決定版データ集、待望の翻訳。

調査報告
チェルノブイリ
被害の全貌

アレクセイ・V・ヤブロコフ
ヴァシリー・B・ネステレンコ
アレクセイ・V・ネステレンコ
ナタリヤ・E・ブレオブラジェンスカヤ

購入申込書

[岩波書店刊]

調査報告
チェルノブイリ
被害の全貌

を購入します。

※申込書に記入された個人情報、ご注文の書籍の発送およびご連絡のみに使用します。(2013.5)

●ご住所 〒

●お電話

●お名前

取扱書店

6

「原発事故子ども・被災者支援法」
基本方針について

～遠隔避難地・福岡からの要望～

2012年12月14日

原発事故子ども・被災者支援法福岡フォーラム実行委員会

連絡先： 宇野 朗子 070-5537-0478

福岡県福津市若木台1-7-14

芝野 章子 090-2218-7196

はじめに 5

1. 本法律について広く広報してください。また、被災地（支援対象地域）住民および全国各地に散らばっている避難移住者および支援者に対して、公聴会・説明会・聴き取り調査などを行い、避難・移住者および被災地住民の生活実態と支援のニーズを広く調査してください。..... 6

- 1、 第5条第3項にある「意見を反映させるために必要な措置」として政府がこれまでに講じた措置、これから予定している措置について、詳しく教えてください。
- 2、 各種メディアを通して、この法律について広報してください。
- 3、 全国各地で、説明会・公聴会を開催するなど、パブリックコメント以外の方法での、周知と意見聴取を積極的に行ってください。
- 4、 全国の自治体への周知を徹底してください。
- 5、 基本方針策定後、支援開始後においても、継続的に、変化する被災者の状況とニーズが把握され施策の改善に活かされるようなしくみをつくって下さい。具体的には、①支援対象地域住民、避難移住者、支援団体等と、関係行政機関からなる常設の機関を創設し、②全国各地に「事故被災者支援情報センター」を設置してください。

2. 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向として、以下の3つを明記してください。..... 9

- 1、 「放射線被ばくを回避する権利の保障」
- 2、 「居住に関する自己決定の尊重」
- 3、 「『予防原則』に基づく健康被害の未然防止」

3. 支援対象地域の指定について、以下を要望します。.....

- 1、 外部被曝・内部被曝合わせて年間追加線量1ミリシーベルトを基準として下さい。
- 2、 指定が適切になされるように、詳細な土壌汚染調査、地表面での線量実測調査、水・食品などの汚染検査と内部被曝量推計を早急に実施してください。
- 3、 上記測定が実施されるまでの間は、現在得られている文科省航空モニタリングなどの結果を使って指定を行ってください。
- 4、 事故発生初期の内・外被曝量を勘案して指定を行ってください。
- 5、 指定外地域であっても、個別の被曝状況および被曝に対する脆弱性を考慮して、個別対応を可能にしてください。
- 6、 住民間の分断を生まないための指定法の工夫をお願いします。
- 7、 汚染状況の詳細調査および内部被曝実態の解明などを進め、これらによって得られた知見によって、支援対象地域の指定見直しを継続的に行う旨を明記してください。

4. 被災者が速やかに生活再建し、身体的・精神的・社会的に健康な生活を送ることができるよう支援することを目的とした、下記のような機能をもつ常設の「原発事故被災者支援情報センター」

8

を全国各地に設置してください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

1、被災者支援に関わる情報の収集と公開

- ①国による被災者支援情報、全国の民間の被災者支援情報
- ②損害賠償などに関連する情報
- ③土壌汚染、食品汚染などの調査の最新情報、除染状況についての情報
- ④被曝による健康影響に関する研究、被曝防護に関する情報

2、被災者情報の収集と被災者台帳作成・管理

3、各種相談・カウンセリング

4、被災者と支援者の交流の促進

5、被災者同士の交流・ピアサポートの促進

6、避難・移住者と地元住民の交流の促進

7、地元住民の理解促進

8、支援に関する決定プロセスへの被災者の参加の促進

5. 支援対象地域以外の地域で生活することを選択した被災者の体系的・継続的な生活再建支援を早急に実施してください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

- 1、転居費用の補助および、離れ離れになった家族が会うのに必要な交通費の補助をしてください。
- 2、避難者・移住者に、できるだけ長期にわたり、公営・民間の住宅を無償で提供したり、家賃を補助するなどの手厚い住宅支援をしてください。現行の住宅支援策との空白期間を生じさせないよう必要な措置をとってください。二次、三次避難に対しても支援をしてください。被災地に残した家屋のローン免除や宅地処分に関する支援策を講じてください。
- 3、避難した子どもが、可能な限り移動前の生活との継続性をもち、安定した安心できる環境を確保するため、保育料や学費の補助、子ども園や学校の理解の促進、親の子育て支援を行ってください。給食の食材の安全の確保、検査と情報公開を行い、学校が各家庭の判断に対して柔軟な対応をとれるよう指導してください。
- 4、避難者・移住者のために、雇用の創出を含めて、職業訓練、求人情報の提供、資金援助などの積極的な就職支援策を展開してください。
- 5、生活が安定するまでの間、諸税の減免などの支援を行ってください。

6. 支援対象地域に住む、または避難・移住した、全ての被災者が健康を確保し、放射線被曝の影響を最小限にするために、『予防原則』に基づく以下のような健康支援を行ってください。・・・・・・・・ 1 6

- 1、 疾病の予防・早期発見を目的とした、無料の包括的な定期健康診断を、全国で、生涯にわたって受けることができるようにしてください。
- 2、 子どもの医療費を無料に、成人の医療費を減免してください。また、健康障害をもつ被災者のうち希望する者には、この医療費減免措置の代わりに、「健康支援金」の受給を選択できるようにしてください。
- 3、 全被災者に健康管理手帳を交付し、被災者本人が自らの健康にかかわる情報を生涯にわたって管理できるようにしてください。

4、 長期にわたる低線量内部被曝および外部被曝が健康に与える影響について、「予防原則」に立ち、予断を許さず、科学的な態度で健康支援を行えるよう、医療従事者に対する支援を、国の責任で行ってください。

7. ただちに日本全土の詳細な土壌汚染調査を行ない、食品や飲料水の汚染をより広範かつ綿密に調べ、全国民に対して調査結果を知らせる実効性のある措置をとってください。..... 18

8. 支援対象地域に居住する被災者の生活支援について、特に以下を要望します。..... 20

- 1、被ばくの影響を低減するための保養を定期的に行えるようにしてください。
- 2、ホットスポット、マイクロスポットも補足する詳細な汚染調査を継続的に実施し、情報を公開してください。
- 3、住民が被曝の影響の低減と危険回避のために必要な情報を公開し、住民に積極的に広報してください。
- 4、余震による4号機倒壊など、二次災害発生に備え、住民の避難と被曝防護のための万全の対策を、国の責任で行ってください。

おわりに..... 20

はじめに

東京電力福島第一原子力発電所で進行中の原子力事故により、私たちは、未曾有の環境汚染に直面しています。東日本の広範囲にわたって放射性物質が拡散し、住民が放射線被曝にさらされており、長期にわたる恒常的な放射線被曝による健康への影響が懸念されています。

このため、政府の指定する避難区域外であっても、多くの住民が、いわゆる「自主的避難」という形で、避難・移住を行いました。この自主的避難者を含めると、福島県だけでも6万2千人を超える人々が避難生活を強いられています（2012年10月1日現在）。これに、東北近隣県、関東地方からの避難者を含めると、さらに多くの住民が、避難をしていると考えられます。

ここ九州・福岡にも、たくさんの避難・移住者が暮らしています。そして様々な生活上の困難を抱えています。避難・移住者の実態の包括的な把握はされておらず、避難・移住者は「見えない存在」となっています。そのため、避難・移住生活に特有の生活上の困難・ニーズが見えず、行政や支援団体が適切な支援を行うことが難しくなっています。また避難・移住者同士も互いに見つけにくく、移動先での生活で抱える課題解決を一層困難なものにしています。

- ▶ 遠隔避難移住者の存在…福岡県をはじめ九州各地にも、東日本の広域からたくさんの避難・移住者が暮らしています。
- ▶ 支援の不足・不達…自主避難者の多くにとって、公的支援・民間支援は極めて限られているか、殆どない状況で暮らしています。
- ▶ 家族離散…避難者の多くは、母子（または父子）避難で、家族が離れ離れです。
- ▶ 把握されていない避難移住実態…避難・移住者がどこに何人いるのか、生活の実態はどうであるのか、包括的に把握がされていません。
- ▶ 避難移住者の孤立…避難・移住者同士が互いを見つけあうことが困難なため、避難・移住者は孤立感・孤独感を抱えています。

そうした中、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「支援法」という）」が成立しました。この法律は、被災地住民および避難・移住者にとって、大変重要な法律であり、この成立を心から歓迎するものですが、避難・移住者および支援者の多くは、この法律の存在を知りません。そこで、避難・移住者および支援者の有志によって実行委員会を結成し、本法律についての学習会や講演会、ワークショップ、アンケート調査等を実施してきました。本要望・提言書は、その中で寄せられた意見・要望をもとに作成したものです。被災者のニーズに対応する適切・具体的な被災者支援策が早期に実施されることを切に願い、提出いたします。

1. 法律について広く広報してください。また、被災地（支援対象地域）住民および全国各地に散らばっている避難移住者および支援者に対して、公聴会・説明会・聴き取り調査などを行い、避難・移住者および被災地住民の生活実態と支援のニーズを広く調査してください。

- 1、第5条第3項にある「意見を反映させるために必要な措置」として政府がこれまでに講じた措置、これから予定している措置について、詳しく教えてください。
- 2、各種メディアを通して、この法律について広報してください。
- 3、全国各地で、説明会・公聴会を開催するなど、パブリックコメント以外の方法での、周知と意見聴取を積極的に行ってください。
- 4、全国の自治体への周知を徹底してください。
- 5、基本方針策定後、支援開始後においても、継続的に、変化する被災者の状況とニーズが把握され施策の改善に活かされるようなしくみをつくって下さい。具体的には、①支援対象地域住民、避難移住者、支援団体等と、関係行政機関からなる常設の機関を創設し、②全国各地に「事故被災者支援情報センター」を設置してください。

去る11月21日福岡市にて開催した支援法福岡フォーラムには、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、山口県、広島県などからの参加がありましたが、これらの県の避難・移住者、支援者、行政、一般市民のいずれにおいても、支援法について全くまたはよく知らないという状況でした。支援法第5条第3項には、「政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難しているものの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とありますが、法律成立から4か月が経過し基本方針案をつくっている最中に、このような認知度の低さは大変問題であると言わざるを得ません。第5条3項に基づいてこれまで行われた措置、今後行う措置について、詳しくご回答いただき、かつHPなどに逐次公開をしてください。

被災者は、全国に散らばって生活しており、その全体像は未だ把握されておられません。孤立している避難移住者も多く、生活基盤も整わず、日々の暮らしに追われている中では、政府が意見反映のために必要な措置としては、一定期間のパブリックコメント募集など従来の方法では、全く十分ではありません。また、本法律に基づいた原発事故被災者支援の実現は、被災者のみならず、被災者を受け入れる全国のすべての人々にとって極めて重要な問題です。国の復興予算と人的資源、全国の自治体とのネットワークを使って、積極的な広報活動と当事者の意見聴取を行ってください。具体的には、①復興庁のHPで、もっと分かりやすく支援法関連の情報を掲載してください、②テレビ、新聞、ラジオなどマスメディアを通じて、支援法についての情報を広報してください、広報する内容としては、この支援法の趣旨、基本方針策定中であること、広く国民の意見を求めていること、特に寄せてほしい情報、意見の受付窓口、今後の支援開始までのスケジュール等、支援法に

基づいた被災者支援に関連する情報です。③また、被災者に直接関わるのは、都道府県、市町村などの行政職員です。全国の自治体に対する説明・学習会を開催し、周知徹底するとともに、自治体の広報紙やHPなども使って住民へ広報をしてください。④全国各地で、支援法に関する説明会および公聴会を開催してください。これにかかる経費等は、国が負担してください。当事者団体、支援者団体などが、支援法に関する説明会・公聴会等の開催をする場合、関係省庁からの担当者の出席、経費補助、広報、などの支援を行ってください。⑤方針策定後、支援開始後においても、継続的に、変化する被災者の状況とニーズが把握され施策の改善に活かされるよう、支援対象地域住民、避難移住者、支援団体等と、関係行政機関からなる常設の機関を創設してください。また、全国各地に「事故被災者支援情報センター」を設置し、継続的に、被災者・支援者・地域住民へ必要な情報が届き、かつ変化する被災者の状況とニーズの把握と意見の吸い上げがなされる仕組みを構築してください（詳細は12～13ページ）。

アンケートより！ この法律はまだ知られていません

この法律（子ども・被災者支援法）の存在自体が知られていないので、基本方針を策定する前に、被災者の方々に丁寧に説明する場をもっともっと必要だと感じます。

被災者支援法の成立をもっと多くの国民が知るべき。日本国民は自国の法律を知らなすぎます。

この支援法のことは知らなかったので、周りの避難者の方にも伝えたい。

2. 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向として、以下の3つを明記してください。

- 1、「放射線被ばくを回避する権利の保障」
- 2、「居住に関する自己決定の尊重」
- 3、「『予防原則』に基づく健康被害の未然防止」

避難者の多くは、元の居住地において、地域・家族・親族などの人間関係において、被ばく回避行動や居住地決定についての認識の違いから、衝突や、離婚などの分断を経験しています。また、避難移住後も、多くの地域住民が避難移住を正当な選択のひとつとして認識していない場合、孤立感が高まるなどの問題を抱えています。これらの葛藤の存在が、住民ひとりひとりの困難・ストレスを増大させ、また居住や被曝防護に関する自己決定を著しく阻害しています。

- 1、「放射線被ばくを回避する権利」を等しく保障し、
- 2、支援対象地域への居住、支援対象地域からの避難・移住、避難・移住先からの帰還についての自己決定を尊重し、
- 3、いずれの選択においても、「予防原則」に基づき健康被害を未然に防止するために、被災者の生活支援等の施策が実施されるものであることが明記されるよう、強く要望いたします。

これらは、支援策が支援法の目的と基本理念を達成するために不可欠の方向性を示すだけでなく、人々が広く認識を共有することで、未曾有の環境汚染に直面する日本社会の成員ひとりひとり、またはコミュニティがこの問題に有効に対処し、心身の健康を保持するためにも重要です。

アンケートより2 それぞれの選択が尊重される社会を。

「被災地にとどまっている方も避難されている方も、罪悪感を持っておられる方が少なくないとうかがっています。そのような方々に「あなたの選択は間違っていないよ」というメッセージを届けるとともに、「被曝を避ける権利」が、文字通り「権利」としてあることを伝えることができればと思います。」

「避難してきた親は、肉体的・精神的・経済的に疲れ切っています。まずその大人たちが、本来の自分を取り戻せるような心のケアやサポートシステムが必要です。故郷の人たちとの分断や、避難先の土地の人たちとの人間関係の大変さで孤独になっています。」

「避難したことへの罪難。」

3：支援対象地域の指定について、以下を要望します。

- 1、外部被曝・内部被曝合わせて年間追加線量1ミリシーベルトを基準として下さい。
- 2、指定が適切になされるように、詳細な土壤汚染調査、地表面での線量実測調査、水・食品などの汚染検査と内部被曝量推計を早急に実施してください。
- 3、上記測定が実施されるまでの間は、現在得られている文科省航空モニタリングなどの結果を使って指定を行ってください。
- 4、事故発生初期の内・外被曝量を勘案して指定を行ってください。
- 5、指定外地域であっても、個別の被曝状況および被曝に対する脆弱性を考慮して、個別対応を可能にしてください。
- 6、住民間の分断を生まないための指定法の工夫をお願いします。
- 7、汚染状況の詳細調査および内部被曝実態の解明などを進め、これらによって得られた知見によって、支援対象地域の指定見直しを継続的に行う旨を明記してください。

国際放射線防護委員会（ICRP）は、一般公衆の被ばく限度を外部・内部被曝合わせて年間1ミリシーベルトとしていること、原子炉等規制法等の日本国内法においても、公衆の被ばく限度を年間1ミリシーベルト以下とすることを基準としてきたこと、原発事故に伴う放射性物質の拡散に対応するために制定された放射性物質汚染対処特措法とこれに基づく環境省令は、年間追加線量が1ミリシーベルトを超える地域を汚染状況重点調査地域に指定し、法律に基づく土壤等の除染等の対象としていること、などから、支援対象地域は、内部・外部合わせての追加被曝量年間1ミリシーベルトを超える汚染のある地域とすることを要望します。

この指定が適切になされるように、詳細な土壤汚染調査、地表の線量実測調査、および水・食品等の汚染検査と内部被曝量の推計が、早急に進められるように要望します。必要な情報が得られるまでの間は、現時点で得られる、文部科学省航空機モニタリング結果などを用いて、支援対象地域指定を行ってください。

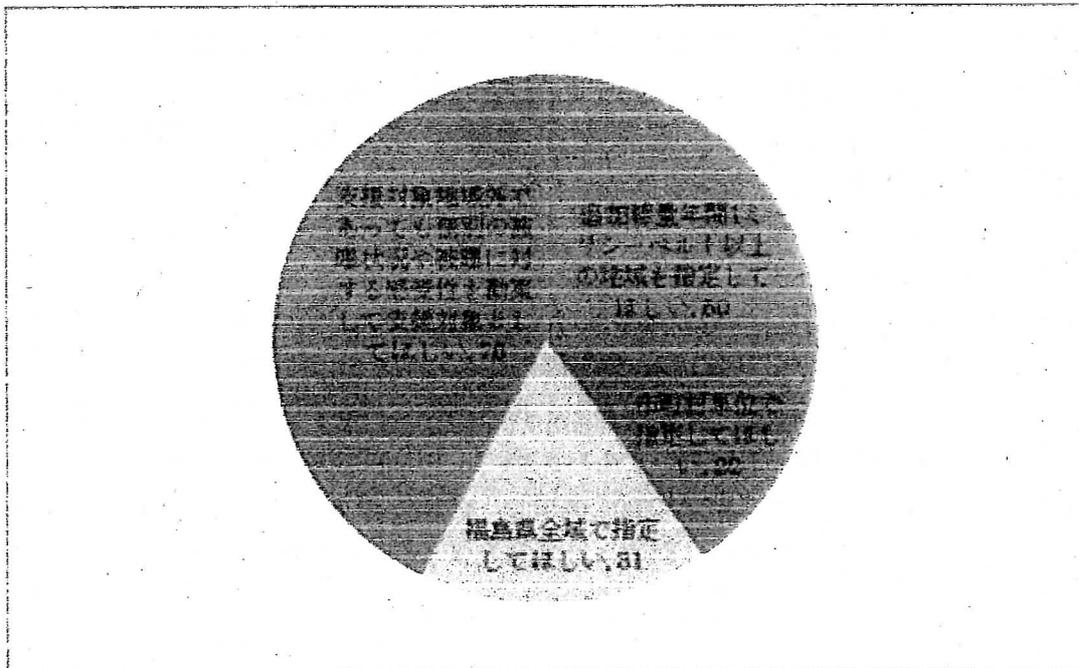
また、事故発生直後の高濃度プルームによる内外被曝の影響も考慮に入れ、地域指定を行ってください。

さらに、支援対象地域外の住民であっても、個別の被曝状況および、被曝に対する脆弱性を勘案して、支援対象としてください。被曝に対する脆弱性としては、若年（特に胎児）、障がいや難病、基礎疾患を持つことなどが考えられます。この個別認定を行う、第三者機関の設置を要望いたします。

また、住民間の分断をできる限り防止するために、指定は、原則として市町村単位としてください。なお福島県については全域指定を要望します。

アンケートより③ 支援対象地域についての要望

- ・ 全国詳細に土壌検査をしてベクレル/kgの数値をマップ化してほしい。
- ・ 空間線量だけでなく土壌汚染度も考慮してほしい。
- ・ 娘にアレルギーと喘息があって、他の子より体調不良（鼻血やリンパ節腫脹）。尿のシウムがトータル0.36ベクレル/kgあるので、個別に対応してほしい。



4. 被災者が速やかに生活再建し、身体的・精神的・社会的に健康な生活を送ることができるよう支援することを目的とした、下記のような機能をもつ常設の「原発事故被災者支援情報センター」を全国各地に設置してください。

1、被災者支援に関わる情報の収集と公開

①国による被災者支援情報、全国の民間の被災者支援情報

②損害賠償などに関連する情報

③土壌汚染、食品汚染などの調査の最新情報、除染状況についての情報

④被曝による健康影響に関する研究、被曝防護に関する情報

2、被災者情報の収集と被災者台帳作成・管理

3、各種相談・カウンセリング

4、被災者と支援者の交流の促進

5、被災者同士の交流・ピアサポートの促進

6、避難・移住者と地元住民の交流の促進

7、地元住民の理解促進

8、支援に関する決定プロセスへの被災者の参加の促進

被災者は、家族やコミュニティの離散・分断を抱え、被災地においても、避難・移住先においても、身体的・精神的・社会的に健やかな生活を再建するための、支援ネットワークの構築を強く求めています。行政や民間の支援者も、被災者へのアクセス、被災者のニーズの把握などに困難を抱え、また支援者同士の連携も十分にできていない現状があります。

国内避難民の数においても長期にわたる影響の持続という点においても未曾有の環境汚染が進行している中で、被災者は、今後長期にわたって、居住地の変更を含む生活全般にわたる選択の必要から、多岐にわたる情報と具体的支援へのアクセスが必要となっています。

また、被災者は避難・移住または保養などで全国各地に居住・滞在をすること、全国各地から支援対象地域への転居や滞在の機会が生じていること、食品などを通じての低線量内部被曝の影響について全国的に取り組む必要があること、などから、被災者支援および汚染や被曝防護に関する情報を集め提供する場所が全国各地に必要です。

アンケートより4 避難者は様々な生活上の問題を抱え、孤立しています

- ・ 病気を患っているのに、日常生活の支援（家事、買い物、掃除など）が必要だが、支援が得られない。灯油が買えない。家族（埼玉に残してきた）と、なかなか会えない。生活が苦しい、貯金を切り崩している。地域の人の知り合いがなく、頼りになる人がいない。

このような状況に対応するため、常設の「原発事故被災者支援情報センター」を全国各地に設置していただきますよう、お願いいたします。このセンターの設置・運営については、以下のような点を要望いたします。

①全都道府県および被災者が多く居住している市町村、および設置を希望する市町村に、同センターを設置してください。

②情報の保管・閲覧、相談、交流など、上述の必要な機能を可能とする専用スペースを確保してください。

③専属の職員を配置してください。職員の新規雇用に際しては、被災者枠を設ける等、被災者の雇用を推進してください。

④行政・支援団体・被災者・地元住民などで構成される運営委員会を設置し、共同で運営している体制をつくって下さい。

アンケートより5 公平・公正な情報の提供を

- ・ 公平に避難者等に情報が提供・受けられる・取りに行ける仕組みをつくっていただきたい。
- ・ やはり一にも二にも国民全員にわかる形で倫理にのっとった情報開示が必要だと思えます。これからの日本の子どものために、きちんとした情報開示がなによりも必要だと思えます。その中で、とどまる人を守る支援、避難する人の雇用支援、子育て支援を、当事者として国民みんな考えていかなければならないと思えます。
- ・ 中学校区に一つの「被災者支援・情報センター」を!
- ・ 住んでいる自治体で避難者状況を把握して情報提供。
- ・ 安全で信頼できる医療機関、被災者コミュニティの場所の情報の提供。
- ・ 国、自治体がテレビ等を活用し、民間も含めた相談窓口の広報を行なう。
- ・ 情報提供。市役所に行ったら情報が受けることができるよう、窓口、対応などでできるようになったらよい。

アンケートより6 避難・移住者は「交流」「つながり」を求めています

- ・ 「避難者センター」がほしいです。避難者同士がつながるための施設があれば幸くない。
- ・ 被災者同士の交流ができる場をもっと作ってほしい。とくに小さな子どもを持つママ同士の交流を望んでいる人がおそらくたくさんいると思うので、行政の広報誌や公民館、児童館などで告知したり、交流会やミーティングなどを行なったりしてほしい。
- ・ 母と子が集える被災者コミュニティルームを少なくとも市に1つ作る。各地で避難者同士がつながろうと思っても、行政から個人情報保護を盾に断られました。ピア・カウンセリングができるように、個人情報保護法を柔軟に対応してほしい。

5. 支援対象地域以外の地域で生活することを選択した被災者の体系的・継続的な生活再建支援を早急に実施してください。

- 1、 転居費用の補助および、離れ離れになった家族が会うのに必要な交通費の補助をしてください。
- 2、 避難者・移住者に、できるだけ長期にわたり、公営・民間の住宅を無償で提供したり、家賃を補助するなどの手厚い住宅支援をしてください。現行の住宅支援策との空白期間を生じさせないよう必要な措置をとってください。二次、三次避難に対しても支援をしてください。被災地に残した家屋のローン免除や宅地処分に関する支援策を講じてください。
- 3、 避難した子どもが、可能な限り移動前の生活との継続性をもち、安定した安心できる環境を確保するため、保育料や学費の補助、子ども園や学校の理解の促進、親の子育て支援を行ってください。給食の食材の安全の確保、検査と情報公開を行い、学校が各家庭の判断に対して柔軟な対応をとれるよう指導してください。
- 4、 避難者・移住者のために、雇用の創出を含めて、職業訓練、求人情報の提供、資金援助などの積極的な就職支援策を展開してください。
- 5、 生活が安定するまでの間、諸税の減免などの支援を行ってください。

支援対象地域から避難・移住を選択したい方、選択された方の、包括的・継続的な生活再建支援の早急な実現を望みます。

まず、経済的に大きな負担となっている、転居費用、離れて暮らす家族に発生している移動費用の補助が必要です。遠隔地や離島の場合などは、様々な移動手段が必要な状況があることから、高速道路無料化に限ることなく、交通費補助が得られるようにしてください。このような支援が実現することで、離れ離れになっている家族が共に過ごす時間を確保し、家庭崩壊を防止し、家族が協力して生活再建に臨むことができます。特に、子どもにとっては、離れて暮らす親との時間を確保するために大変重要な支援です。また、支援対象地域に居住を続けたいが、子どもは避難させたい、という方のための支援にもなります。

アンケートより⑦ 遠隔避難者は、移動にかかる重い負担に追い詰められています

- ・ 交通費補助があったら、夫ともう少し会えます。大人の飛行機分往復と子ども分月1回分を補助してください（羽田⇄福岡・長崎）。
- ・ 福岡であれば新幹線での避難が最も多く次いで飛行機だが、交通手段を問わず、上限額を定めて交通費のサポートを。
- ・ 避難した家族、友人だけでなく、関東にとどまった家族も避難先に何度か往復した。関東（避難前の居住地）と山口（避難後の居住地）の往復新幹線代は家族全員を合計すると139万5千円になり大変な負担となった。

第二に、避難・移住先での住居の確保について、多様なニーズに対応できる、手厚い支援をお願いいたします。避難されている方の多くが、家族と離れ離れで生活し、二重生活にかかる経済的負担が重くのしかかっています。公営・民間の住宅の長期にわたる無償提供、家賃補助を、現行の支援策との空白期間が生じない形で、実現してください。また、受け入れ自治体・地域の空き家・休耕地対策・町おこしなどと連動した避難・移住者支援ができるよう、受け入れ自治体の支援を行って下さい。原発事故による避難・移住は、転勤や計画的な移住とは異なり、たとえば、「緊急避難→帰還→汚染状況が明らかになるなどして再度避難→残っていた家族も合流して移住」「緊急避難→避難長期化の見通しのため転居→家族が新しい職を得て転居」というように、やむを得ず何度も転居が必要となる場合が多く、それに伴う経済的負担の増加、生活破壊の危機などが起こっています。2次避難・3次避難に対しても、1次避難と同様の支援が得られるようにしてください。また、避難・移住に関連する全国の情報に容易にアクセスできるようなしくみを作ってください。被災地に残った住宅ローンの減免や宅地処分に対する支援も必要です。

第三に、避難した子どもへの支援については、子どもが可能な限り、避難前の生活との継続性をもち、安定した安心できる環境を確保し、健やかな成長発達を支援するという観点からのきめ細かな支援をお願いいたします。被災後、避難するまでの混乱した状況や家族内・学校内での衝突、避難に伴う傷つき体験などを経験している子どもは多く、そうした体験を消化し、新しい土地で暮らしていくための援助が必要です。また、避難・移住を選択した家族が、生活を再建し安定するまでの間は、親が大きなストレスを抱え生活も不安定であるため、親に対するきめ細かな子育て支援をお願いします。子どもが安心して暮らし、学ぶことができるよう、保育支援・就学支援を行ってください。具体的には、保育料や学費の減免、病児保育、出張保育、カウンセリング、被災者受け入れ学校・子ども園の支援等です。アンケート結果では、親はとくに、内部被曝に対する理解を保育や教育現場と共有し、給食などでの配慮を行ってほしいという要望が強く、受け入れ学校の理解促進と全国の小中学校の給食に関して、ベクレル検査の実施と公開と希望者にはお弁当を認めるなどの柔軟な対応を実施してください。

アンケートより⑧ 手厚い住宅支援を求めます

- ・ 母子での避難の方は、家賃が払えないと思うので、空いているところを期限なく入れてほしい。
- ・ 避難にかかる光熱費、賃貸料を支援してほしい。二重家賃が辛い。
- ・ 福島から避難できるように、西日本の空き家バンク、休耕地バンクを充実させ、その情報を、福島県を通じて各市町村に届けてほしい。
- ・ 敷金礼金の無料化
- ・ 保証人不要の契約が簡単にできる措置
- ・ 被災地の住宅ローンの減免
- ・ 被災地の宅地処分に対する支援
- ・ 柏のような地域（その地域全域が対象地域にならないホットスポットのある場所）からの自主避難者への支援として、避難にかかった交通費・二重生活住居などの費用を、申請した者には支援金を払ってもらえる様にしてほしい。（具体的に、申請者は何にいくらかかったか、必

アンケートより⑨ 避難した子どもたちのために支援が必要です

- 現在、高校の子どもがいますが、避難による転校が大変でした。自主避難であっても、年度の途中でも、避難先高校転入が全国どこでも可能な受け入れの仕組みにして下さい。避難先で更になじめず、また学習内容により他校へ転校希望の場合は、さらに転校できる様にしてほしいです。勉学の機会、チャンスを与えて下さい。
- 私の住む町では保育料が高すぎるので、免除や補助をしてほしいです。また、入園の審査が厳しいので、母子家庭と同じ扱いにしてほしいです。
- 母子避難のため、母親の通院時の託児などに困ります。東京と福岡の二重生活のため、住宅ローンと福岡の家賃、生活費等で経済的に苦勞しています。夫が月に一度、来福する交通費もかさみ、大変。母子ともに体調不安もあり、甲状腺の検査等を受けたいし、不安が多い日々です。
- 保育園・幼稚園保育料と高校授業料の援助
- 母親の勤務時間の一時預かり保育への援助
- 無職の親でも子どもが保育園に入れる制度の整備。
- 母子でいると煮詰まってしまう。虐待などしたくないのでカウンセリングなどの支援を。
- カウンセラーなどによる家庭訪問。
- 子どもを預ける幼稚園、保育園、小学校、中学校などの給食が心配です。実際保育園で三陸わかめが使用されたりしています。園長先生に話す時、ちゃんと話せるように、汚染の実態を裏付けられる資料や知識が共有できればと思いました。
- 学校給食をなくすか、検査をして公開する（西日本や安全な地域の食材を）。
- 給食選択（弁当持参）の容認
- 学校給食での地産地消の徹底
- 原発のリスクについて正しく教えるべき。日本の子どもたちは原発事故で大きく傷ついている。教員増によってしっかり子どもたちを支える仕組みを早急に！ 少人数学級を早急に進めて。
- 現行の子育て支援策とは別に、被曝や安全な食事について知識のある人を相談窓口配属。
- 夫は東京で自営業をしています。今も東京に店があります。現在は人に任せていますが、やはり月に一度は飛行機で東京に行っています。事故当時は夫の実家に住んでいたのが家賃もかかっていませんでした。しかし現在は移住して、家賃と交通費がとても高額で苦勞しています。なので、子どもを預けて私も働こうと思いましたが、保育料が高くて、働いてもプラスマイナスゼロ。子どもも私と離れ、私も仕事で疲れ……意味がないような気がして、現在も家で子どもの世話をしている過ぎしています。働き口もそうですが、子育て支援、保育料の減免等、支援を分かりやすくちゃんと公表してほしい。
- 避難してきた親は、肉体的・精神的・経済的に疲れ切っています。まずその大人たちが、本来の自分を取り戻せるような心のケアやサポートシステムが必要です。故郷の人たちとの分断や、避難先の土地の人たちとの人間関係の大変さで孤独になっています。親が笑顔でない子どもは健やかに育ちません。子育て支援という観点からも親の心の安定は急務です。そしてそこに関わるサポート機関としては、行政と関わりの強い地元NPOなどだけではなく、当事者の声を汲める「3.11」以後継続的な支援活動をしてきた団体や個人がしっかり関わることが望ましいです。

第四に、避難・移住希望者および避難者・移住者のための、雇用の創出、職業訓練、求人情報の提供、資金援助などの積極的な就職支援策をお願いいたします。これは生活再建と家族統合の要であります。

その他、生活が安定するまでの間の諸税の減免をお願いします。

アンケートより・10 避難・移住の選択を、就労支援で支えてください。

- ・ 求人情報の公開、雇用の創出、事業を始める移住者への資金の優先貸出。
- ・ 避難先に定住できるよう、短期の雇用対策でなく正規採用の道を開いてほしい。
- ・ 就職自体の支援および就職するための技能等を身につける支援。
- ・ 母子避難でなく家族全員で避難できるよう、世帯主への就職支援の充実。
- ・ 母子避難者に対しては、シングルマザーと同じような対応をしてくれる場所があるってほしい。
- ・ ただでさえ就職難。ワーク・シェアリングをもっと広めるべき。
- ・ 避難者の就職希望者を支援するための人材バンク人材づくり（NPO 事業化など）。
- ・ 避難者を雇った合業を優良合業として発表する。
- ・ 農林漁業が安全で安心に採業を再開できるよう対策（放射能封じ込め）をとること。
- ・ 農漁業など一次産業者の移住先での産業の再生支援。
- ・ 再就職までの生活資金支給

アンケートより・11 税金の減免を

- ・ 避難のための転居先または移住先での所得税は半分にしてほしい。
- ・ 就職が見つからない場合の住宅費補助と税金減免措置。
- ・ 実収入と家族構成によるきめ細かい減免。
- ・ 住民税・固定資産税・相続税・自動車税・年金保険料の減免

6. 支援対象地域に住む、または避難・移住した、全ての被災者が健康を確保し、放射線被曝の影響を最小限にするために、「予防原則」に基づく以下のような健康支援を行ってください。

1、疾病の予防・早期発見を目的とした、無料の包括的な定期健康診断を、全国で、生涯にわたって受けることができるようにしてください。

2、子どもの医療費を無料に、成人の医療費を減免してください。また、健康障害をもつ被災者のうち希望する者には、この医療費減免措置の代わりに、「健康支援金」の受給を選択できるようにしてください。

3、全被災者に健康管理手帳を交付し、被災者本人が自らの健康にかかわる情報を生涯にわたって管理できるようにしてください。

4、長期にわたる低線量内部被曝および外部被曝が健康に与える影響について、「予防原則」に立ち、予断を許さず、科学的な態度で健康支援を行えるよう、医療従事者に対する支援を、国の責任で行ってください。

東京電力原子力事故に係る放射性物質の飛散により、事故発生初期の内・外部被曝の影響、その後長期にわたって続く低線量内・外部被曝の影響について、多くの被災者が深刻な不安を抱えています。支援法第一条にあるように、「当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」ことに鑑み、被災者の健康確保のための支援は、「予防原則」にのっとり、被ばくによる影響を最小限し、健康障害の未然防止と早期発見・対処を目的として明記してください。特に早急に実現をお願いしたい支援策は、大きく4つあります。

1、 今後支援対象地域で生まれ育つ子どもの世代も含めて、全被災者が、疾病予防と早期発見のための定期的な健康診断を無料で受けられるような体制の整備をお願いいたします。この健診は、甲状腺エコー検査など、放射線被曝によって特に発生が懸念される特定の疾患を想定した検査を含み、かつ、それ以外の疾病や健康状態の変化を捉えることができるよう、いわゆる不定愁訴の問診を含む全身の包括的な内容としてください。支援対象地域に居住する被災者に対してはとくに、ホールボディカウンターや尿検査など、内部被曝線量をチェックできるようにしてください。また、被災者は避難・移住・保養先でも同様の健診が受けられるように、全国で健診が受けられる体制を整えてください。このような健診体制が整うまでの間、自主的に健診を受けた費用の補助を行ってください。

2、 今後支援対象地域で生まれ育つ世代も含めて、子どもの医療費を無料化してください。また成人の被災者に対する医療費減免措置もお願いいたします。また、健康障害を抱えた被災者の申請により、医療費減免の代替として「健康支援金」が受けられるしくみを作ってください。

3、 全被災者に健康管理手帳を交付し、被災者本人が自らの健康にかかわる情報管理ができるようにしてください。定期健康診断やその他医療機関等で得られた検査データなどの情報は、本人に開示され、十分な説明を受けられるようにしてください。

- 4、全国の医療従事者に対して、長期にわたる低線量内部被曝・外部被曝が与える影響を最小限に食い止め、疾病を早期発見し、被災者の健康を支援することができるよう、診療や健診のガイドラインや、教育機会の提供などの支援を行ってください。

アンケートより・12 体調不良と将来の健康不安を抱えています

・今一番困っているのは娘の体調不良で、リンパ節の腫脹、鼻血が続いていました（リンパ節の多くが腫脹しています。甲状腺検査と尿セシウム出たりしています）。ですので、母子避難しています。…（中略）…また健康が悪くても、誰も認めてくれないし、支援してもらえない状況です。長崎にいと症状、体調がよいので、戻ってよいのか判断がつかないです。母子だと不安で、自殺や虐待の話があると自分もしてしまいそうになる。保養の制度化、避難の住宅支援、交通支援をしてもらえば、少し希望が見えます。家族全員で、長崎で一定期間でもずっと暮らしたい。未来ある子どもを守る、支える国と一緒にしていきたいです。

アンケートより・13 医療支援・健診について

- ・私の周りの避難者は、ほとんどが東京首都圏からですが、最近、甲状腺嚢胞、橋本病、甲状腺肥大などの甲状腺異常が見つかった方が急増しています。その他、ありえない体調不良もよく聞きます。個人情報なので、ツイッターでもつぶやいていない方が多いです。皆、健康不安を抱えているので、医療体制の整備を望みたい。
- ・被ばく手帳（仮称）を交付して、これから先の健康被害に対処できるようにしてほしい。
- ・原発事故由来の放射能が原因であると厳密に証明できなくても、予防原則的な発想に基づいて個別の相談・健診窓口を、国と全国の自治体に開設すること。
- ・受診者が、自らのデータ等を理解し、主人公になれる説明を。
- ・被曝に理解のある医療カウンセラーの配属と育成。
- ・定期的な無料診断（甲状腺や体内被曝）。一定量の被曝が認められた場合、免疫力低下による病状などの継続的検査。
- ・東北・関東の低線量被曝の恐れがある地域すべての子どもの定期診断（無料ないし減額）の実施。甲状腺検査結果のデータベース化。それにより、放射能被害で起こる病気を継続的に監視。
- ・福島の子どもはもちろんだが、全国の子ども達の定期健診（甲状腺検査）を国の費用で！
- ・子どもだけでなく大人も、避難先の地域で、無料で受けられる。
- ・血液、尿などの基本的な検査。甲状腺の恒常的な検査。
- ・被災者の医療費を減免してほしい。
- ・子どもの医療は完全無料にしてほしい。
- ・症状がみられる人への継続的な医療費減免措置
- ・放射性物質の健康影響証明は無用。原発事故由来と証明できなくても、被災者の全て医療費を半額免除。
- ・医療保険対象治療以外の医療費（鍼灸や漢方）への補助ができるように、現金給付にしてほしい。被曝による症状は、薬剤や放射線による治療では限界がある。

7. ただちに日本全土の詳細な土壌汚染調査を行ない、食品や飲料水の汚染をより広範かつ綿密に調べ、全国民に対して調査結果を知らせる実効性のある措置をとってください。

アンケートより14 私たちは、汚染状況の詳細な情報を求めています

- ・ 正しい情報の周知・共有し相談を受ける窓口の設置。
- ・ まずは全国の自治体の窓口で情報を集約し、住民に提供すべき。
- ・ 全国の土壌汚染調査（セシウム、ヨウ素、プルトニウム、ストロンチウム、トリチウムなど）をしてください。
- ・ 土壌調査（〇ベクレル/kg）を各県ごとに500か所くらい行なう。
- ・ 土壌汚染と食品汚染の情報を一般市民に分かるように開示。
- ・ 全国の適切なデータを求めます。線量が不正確でないように、第三者機関の評価もすべきです。
- ・ 関東全域で避難先の汚染状況を土壌調査してほしい。
- ・ 日本全土の汚染地図、受けられる支援、放射線被曝（内部・外部）をわかりやすく書いた冊子を出してほしい。
- ・ 汚染状況を、ネットでなく紙で、全国民に向けて行き渡らせる工夫も必要。毎年1回くらいで。
- ・ 汚染地に帰還したい人向けに除染状況、モニタリング調査の情報公開。
- ・ 現在のウクライナの真実を知らせる。

8. 支援対象地域に居住する被災者の生活支援について、特に以下を要望します。
1. 被ばくの影響を低減するための保養を定期的に行えるようにしてください。
 2. ホットスポット、マイクロスポットも補足する詳細な汚染調査を継続的に実施し、情報を公開してください。
 3. 住民が被曝の影響の低減と危険回避のために必要な情報を公開し、住民に積極的に広報してください。
 4. 余震による4号機倒壊など、二次災害発生に備え、住民の避難と被曝防護のための万全の対策を、国の責任で行ってください。

おわりに

以上が、原発事故子ども・被災者支援法基本方針策定に際しての、遠隔避難地福岡からの要望です。本要望書でも一部引用してまいりました、避難者・支援者から寄せられたアンケート集計結果を補足資料として添付させていただきます。ぜひ、被災者ひとりひとりの声に耳を傾けていただきますようお願いいたします。

継続している東京電力原子力事故という惨禍から、被災者ひとりひとりが尊厳ある幸福な生活を回復し、日本社会全体が真の復興再生を遂げられるよう、被災者、支援者、国、地方自治体が、風通しの良いパートナーシップをもち、協働していくことを、心より願っております。

復興庁、関係省庁で、被災者支援策に携わっていただいている皆様、どうぞ、よろしくお願いたします。

2012年12月14日

原発事故子ども・被災者支援法福岡フォーラム実行委員会